

公益財団法人佐賀県産業振興機構 事務処理の効率化等
に関する業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

公益財団法人佐賀県産業振興機構（以下、「機構」という。）において、システムの更新や新規導入により事務処理の効率化を図るとともに、機構全体の業務内容を検証し、デジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」という。）の実現に向けた業務改善計画案を取りまとめることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

公益財団法人佐賀県産業振興機構 事務処理の効率化等に関する業務委託

(2) 業務内容

公益財団法人佐賀県産業振興機構 事務処理の効率化等に関する業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 委託上限額

金6,600,000円（消費税額及び地方消費税額10%を含む）

3 参加要件

本件プロポーザルは単独提案により行うものとし、参加を希望するものは、次に掲げる要件を全て満たす者であることを要する。

- (1) 本業務の目的達成のために必要な企画・立案等に関して、ノウハウや技術を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 公募開始の日の6ヶ月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団は又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 実施スケジュール及び質問の受付

(1) 実施スケジュール

日付	項目
令和6年10月28日(月)	ウェブサイトでの公募開始
令和6年11月8日(金) 12時	参加資格確認申請書提出期限 質問受付期限
令和6年11月15日(金)(予定)	参加資格確認結果通知
令和6年11月18日(月) 12時	提案書提出期限
令和6年11月20日(水)(予定)	プレゼンテーション・審査会
令和6年11月22日(金)(予定)	審査結果通知
令和6年12月13日(金)(予定)	契約の締結

(2) 質問の受付

仕様書等に対する質問がある場合は、令和6年11月8日(金)12時までに質問書(様式第1号)により、メールにて「11 問合せ先」まで連絡すること。回答の内容は必要に応じて全ての参加者に通知する。なお、電話及び口頭等による個別対応は行わない。

5 参加資格の確認

本件プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を提出し、参加資格の確認を受けること。

(1) 提出書類

- ア 参加資格確認申請書(様式第2号)
- イ 誓約書(様式第3号)注:氏名欄は自署すること
- ウ 会社概要(パンフレット可)

(2) 提出期限

令和6年11月8日(金)12時

(3) 提出場所

「11 応募書類の提出先」のとおり

(4) 提出方法

持参、郵送、宅配便のいずれも可

(5) 参加資格確認結果

令和6年11月15日(金)までに通知する(予定)

6 提案書等の受付

(1) 提出書類

- ア 提案書表紙(様式第4号)・・・1部
- イ 提案書・・・1部
 - ① 仕様書の内容を十分に踏まえ、本業務の達成に必要と考える取組や手法等を具体的に記載すること。
 - ② パワーポイント形式とし、用紙サイズはA4判を基本とすること。
- ウ 見積書・・・1部
 - 見積りした契約希望額(消費税及び地方消費税額を含む金額)とともに、企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。

エ 実績書（様式第5号）・・・1部

過去5年間に行った類似の業務の受託実績について記載すること。

(2) 提出期限

令和6年11月18日（月）12時

(3) 提出場所

「11 応募書類の提出先」のとおり

(4) 提出方法

電子メール

7 審査方法

(1) プレゼンテーション・審査会

①開催日時 令和6年11月20日（水）（予定）

②実施方法 事前提出された企画書をもとに各参加者によるプレゼンテーションを行う。

※オンラインでの参加も可

※審査会場にはモニターやパソコンへの接続機器（HDMI 端子等）を準備する
予定（パソコンの種類によっては端子が合わない可能性があるため、予備
の端子等を持参することを推奨する）

③その他 時間、場所等の詳細については、追って参加者に連絡する。

(2) 審査

ア 別表「評価基準」に従い審査を行い、審査の結果、最優秀提案者を受託候補者として
選定する。なお、同点の場合は、企画内容評価点が高い者を最優秀提案者とする。

イ 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

8 選考結果の通知

結果は、令和6年11月22日（金）（予定）に全ての応募者に対してメールで通知する。
なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けない。

9 契約等

受託候補者と機構が協議し、業務委託に係る仕様書を確定した上で契約を締結する。なお、
受託候補者と機構との間で行う仕様書の確定について、協議が整わなかった場合には、審査
結果について順位が次点の者と協議を行うこととする。

10 留意事項

(1) 失格要件

次の条件のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 参加する資格のない者が行った場合

イ 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合

ウ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

エ 実施要領等で示された提出書類について、提出期限、提出方法、書類作成上の留意事
項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

オ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。

イ 本プロポーザルの応募に係る経費は、全て参加者の負担とする。

ウ 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

エ 応募書類は、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

(3) その他留意事項

ア 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。

1 1 応募書類の提出先及び問合せ先

〒849-0932 佐賀市鍋島町八戸溝114

公益財団法人佐賀県産業振興機構 佐賀県産業イノベーションセンター 総務企画課

TEL 0952-34-4411

E-mail : soumu@mb.infosaga.or.jp

(別表)
評価基準

1 評価項目及び評価内容

以下の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

評価項目	評価内容		配点
提案内容	提案内容の整合性	全体を俯瞰する課題整理手法が取られ、明確かつ具体的な提案となっているか。	15
	提案内容の的確性	仕様書を的確に踏まえ本業務を効果的に実施するための提案となっているか。	15
	事業への理解・知識	本業務の内容及び目的への理解・知識が十分にあるか。	15
	参加者提案	DXの観点から本業務をさらに効果的にする有益な提案がされているか。	15
実施体制	人員の配置	実施にあたっての必要な体制・人数・資質が整っているか。	15
スケジュール	時間の配分	計画的で無理のないスケジュールとなっているか。	10
実績	類似業務履行実績	公益法人や行政機関において過去5年間に類似業務を請け負った実績があるか。	10
予算	経費項目金額の妥当性	個別の積算金額が妥当であるか。	5

2 評価方法

- (1) 審査員は「1 評価項目及び評価内容」に基づき、参加者ごとに点数評価を行う。
- (2) 評価点が同点の場合は、提案内容評価点が高い者を最優秀提案者とする。
- (3) 各審査員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各審査員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない提案者は選外とする。
- (4) 参加者が1者のみの場合で、各審査員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該参加者を受託候補者として選定する。